

第26回 原子力災害対策本部 議事録

1. 日時

2012年7月31日（火）7：45～8：10

2. 場所

官邸4階大会議室

3. 出席者

本部長：野田佳彦内閣総理大臣

副本部長：枝野幸男経済産業大臣・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）・原子力経済被害担当

事務総長：細野豪志環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当・内閣府特命担当大臣（原子力行政）

本部員：岡田克也副総理・行政改革担当・社会保障・税一体改革担当・内閣府特命担当大臣（行政刷新）、川端達夫総務大臣・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地域主権推進）・地域活性化担当、滝実法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、五十嵐文彦財務副大臣（代理）、平野博文文部科学大臣、辻厚生労働副大臣（代理）、郡司彰農林水産大臣、羽田雄一郎国土交通大臣・海洋政策担当、森本敏防衛大臣、藤村修内閣官房長官、平野達男復興大臣・東日本大震災総括担当、松原仁国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・拉致問題担当、松下忠洋郵政民営化担当・内閣府特命担当大臣（金融）、古川元久国家戦略担当・内閣府特命担当大臣（経済財政政策、科学技術政策、宇宙政策）、中川正春内閣府特命担当大臣（防災、「新しい公共」、男女共同参画）・公務員制度改革担当、柳澤光美経済産業副大臣、米村敏朗内閣危機管理監

その他：班目春樹原子力安全委員会委員長、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、園田康博内閣府大臣政務官、本多平直内閣総理大臣補佐官、山本庸幸内閣法制局長官

4. 配布資料

資料1：檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて（案）

資料2：中長期ロードマップの改訂について

参考資料1：檜葉町における区域見直し前後の避難指示区域と警戒区域の概念図

参考資料2：原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づく原子力安全委員会からの意見について

5. 議事録

○細野原発事故担当大臣 ただいまから「第26回原子力災害対策本部会議」を開催いたします。

本日の議題は、「檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて」、2点目といたしまして、「中長期ロードマップの改訂について」でございます。

このうち、1つ目の「檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて」、本日御審議いただきます。2つ目は、報告事項になります。

早速議題に入らせていただきます。

議題1は「檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて」であります。

枝野大臣から御説明をお願い申し上げます。

○枝野経済産業大臣 おはようございます。お手元の参考資料1の地図を参照いただきながらお聞きいただければと思います。

避難指示区域及び警戒区域の見直しについては、昨年12月26日に本部決定した基本的な考え方にに基づき、これまで、本年4月1日に田村市と川内村、4月16日に南相馬市、そして7月17日には飯舘村において実施をされております。左側の図のような状況になっております。

本日は、次のとおり、区域の見直しを行うことを御審議いただきたいと思っております。

檜葉町について、陸域の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域とする。同時に、警戒区域を解除する。

あわせて、檜葉町の東側の前面海域について、警戒区域を解除する。

また、警戒区域に設定されていた東京電力福島第一原子力発電所から20km圏の海域については、漁船等の海上交通の利便性や海上での警備の実効性等を考慮して、陸域から約5kmの範囲に縮小する。

なお、檜葉町の区域見直しについては、対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮して、平成24年8月10日午前0時に実施する。

また、海域の警戒区域等の縮小については、檜葉町の区域見直しに合わせて、同日同時刻に実施をする。

なお、檜葉町は、町の約9割が警戒区域に設定されていたことから、7,700人余りの町民の皆様が町外に避難をしております。大変御苦勞をおかけしているところでございます。

今般の区域見直しは、あくまでも避難指示解除の準備区域とするものであり、除染、インフラ整備など、復旧・復興に向けた具体的な取り組みを加速させていくためのものです。

区域の見直しによって、町民の方々が、すぐにお戻りいただけるということではなく、避難されている町民の方々が、少しでも早くふるさとに戻ることができる生活環境を整えるための第一歩にすぎません。

檜葉町に限らず、既に区域見直しをした自治体においても、除染、インフラ整備、生活

環境整備など、今なお存在するさまざまな課題について、町の意見を十分お聞きしながら、1つ1つ解決することこそが重要であります。

平野復興大臣を初めとする関係大臣の皆様には、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

なお、まだ区域の見直しについて調整が整っていない他の町村、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村についても、県、町村、住民などの関係との緊密な協議・調整を行いながら、早期に関係者の合意が得られるよう、全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○細野原発事故担当大臣 ありがとうございます。

ただいま、枝野大臣から御説明がございました区域の見直しにつきまして、御意見ございますでしょうか。

そうしましたら、今の御提案のとおり進めるということでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○細野原発事故担当大臣 ありがとうございます。では、そのように決定をいたします。

続きまして、議題2といたしまして、「中長期ロードマップの改訂について」、私のほうから御説明申し上げます。

一番下についておりますA3の大きな紙、こちらをごらんいただけますでしょうか。

政府と東京電力は、東京電力福島第一原発1号機から4号機の廃炉に向けまして、昨年12月に決定をいたしました中長期ロードマップに従いまして、一体となった取り組みを進めております。

他方、ステップ2完了以降も漏水などのトラブルが頻発いたしました。

こうした状況を受けまして、信頼性向上対策に係る実施計画の策定を指示いたしまして、今般取りまとめたところであります。

そして、昨日、昨年12月以降となる第2回目の政府・東京電力中長期対策会議を開催し、ロードマップに実施計画の内容を反映させるとともに、これまでの進捗状況を踏まえた見直しを行いました。

主要なポイントは、紙にもございますとおり、3点ございます。

第1に、信頼性向上に係る実施計画を反映いたしました。

例えば、循環ラインの配管からの漏水を防止するためのポリエチレン管を初め、電源の仮設設備から恒久的な設備への変更などの取り組みを明示いたしました。

第2に、これまでに達成した成果と今後の取り組みを明示いたしました。

最優先課題の1つであります4号機使用済燃料プールからの使用済燃料取り出しに向けまして、建屋上部の瓦礫撤去を完了いたしました。

また、新燃料2体の試験的取り出しに成功いたしました。

さらに、遠隔操作ロボットを用いまして、3号機トラス室内の漏えい箇所を調査いた

しまして、加えて、地下水の建屋への流入を抑制するための地下水バイパスの設置に着手をするなど、多くの進展がございました。

第3に、作業の進捗に応じまして、目標を明確にいたしました。

既存の汚染水処理施設、サリー、キュリオンで処理した後に、水に含まれる放射性物質の濃度を大幅に低下させる多核種除去設備を本年8月から導入することとしたことは、その一例であります。

一方、先般、線量計の測定値に係る不正行為問題が明らかになりました。これは極めて大きな問題であります。作業員の被ばく管理は重要な問題であります。コンプライアンスの徹底を改めて厳しく求めるとともに、作業環境の改善につながる再発防止策を検討することといたしました。

また、作業を進めるための大前提といたしまして、熱中症対策を初めとする作業安全確保に関する対策についても取り組みを明示いたしました。

福島の皆さんは、依然として不自由な生活を送っておられますし、また、サイト内の状況についても、強い懸念を持ちながら見ておられます。そうした皆さんの思いに応える意味でも、政府そして東京電力一体となって、効果的な作業の進捗を管理し、引き続き廃炉に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、報告を終わらせていただきます。

それでは、本日の議題に対する御意見、原災本部としての全般の御意見でも結構でございます。ございます方は、挙手にて御発言ください。

では、平野大臣、お願いします。

○平野復興大臣 原発事故から1年4カ月以上が経過しまして、財物関係の補償基準の公表という節目も経まして、楢葉町を初めとして、避難区域の見直しが順次行われています。

一方で、今後の地域の復興計画、それから、特に双葉郡の土地利用計画を考えるに当たりまして、その前提条件としての方向性を、もうちょっと議論すべきではないかというふうに思います。

いずれも原発事故に起因するものでありまして、ぜひともこれは、誰が検討するかということについての主体が必ずしも明確になっていないところがございまして、原子力災害対策本部について、ぜひとも議論をしていただきたいというふうに思います。

何点かございます。まず1点目は、福島プラントの周辺地域をどう考えるかという問題です。

先ほどの図にもございますけれども、警戒区域や避難指示区域の見直しは、一義的には、線量が低下すれば、いずれ、もとどおりに帰還し生活ができるものとして実施されているように思います。

それから、賠償も、財物の補償や精神的賠償も、避難解除までの期間に対応した賠償金を支払うという考え方でありまして、線量が下がれば、基本的には住民は帰還して生活ができるということが前提に立っていると思います。

問題は、プラントの周辺について、他の地域と同様の考え方で扱ってよいかという問題であります。

線量の低下のみを尺度としますと、サイトの敷地境界に隣接する場所において、線量さえ低下すれば住民は帰還することができ、震災前と同様の生活が営めるといふふうにも解釈することができます。しかし、このプラントは、通常の原子力発電所とは、もはや違っていています。

これは、今、高濃度の放射性物質の処理も行っておりますし、何と云っても、このプラント自体は、住民の同意を得て今のような状況になったわけではない、事故によって起こったということでありまして、前回は申し上げましたけれども、今後長期にわたって燃料デブリの取り出しという、未だ技術が確立されていないということにも挑戦せざるを得ない。やらなければならないということでもあります。

問題は、繰り返しになりますけれども、このプラントが、他の原発と同じリスクでありますよというのであれば、線量が下がるということを利用して復興計画をつくることができます。もちろん、住民がどのように判断するかという問題はございますが、そこについて、どのように評価をするかということです。

中期ロードマップには、サイトの敷地境界において年間1 mSv未満とするというのを目標と掲げておりますが、この尺度でもってプラントというのが、今のこのプラントの状況が、他の発電所等々と同じ状況にあるというふうには理解していいのかどうかという問題かもしれません。

こういった意味で、このサイトの安全性ということにつきましては、当然これはもう大きな事故が起こることはないということでもありますから、冷温停止状態、事故収束宣言もしているわけでありまして、本当に、これから復興計画、土地利用計画をつくるときに、私は前回、バッファということをお願いしたけれども、そういうことにつきまして、きちんとした議論をやる必要があるかというふうには思っています。ぜひともこの原災本部の中に、そういったチームを場合によってはつくるということを、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

それから、2つ目は、事故発生後の状況に関する被災自治体への説明の必要性でありまして、事故発生時以降における自治体及び住民への情報提供等について、被災自治体には、政府から一度も説明を受けたことがないという強い指摘があります。

これにつきましては、保安院、文科省には行っていただいた、例の米軍の、アメリカの実測の資料等々については説明に行ってくださいましたけれども、その他の部分でも強い要望がありますので、この部分は、ぜひ、復興庁というか、そちらの指示というか、采配といいますか、あれでお任せいただきまして、ぜひとも必要な部分については説明に行くような体制をつくりたいというふうには思っていますので、このこともお諮りしたいと思います。

あと、高線量地域のモニタリング。特にプラントから北西方向に高い放射線帯が広がっ

ておりますけれども、これが風によって横移動するのではないかというような不安も注視する向きもありますが、これに対してのモニタリングと評価。

それから、あと、帰還に向けては、インフラ等々の問題がございますが、何とんでも飲料水の問題があります。飲料水について、今、文科省さん中心にきちんとしたモニタリングをやっていただいておりますけれども、この評価ということもきちんやりやっ——評価というのは、安全かどうかということについての評価ですね。これもやる必要があるのではないかというふうに思います。

最後になりますけれども、たくさん言って申し訳ございませんが、リスクコミュニケーションにつきましては、今、環境省さんのほうで、やるということになっておりますけれども、これも、本来であれば、私は、これは原災本部の仕事ではないかというふうに思います。この体制については環境省さん中心ですけれども、復興庁も絡んでおりますが、原災本部も、このリスクコミュニケーション、特に20mSvですね。なぜ20mSvなのかということについて、きちんとした説明をするということ、リスクコミュニケーションという形でやろうとしていますが、文科省さんだけにお任せするというのではなくて、これは非常に課題が大きいので、原災本部のぜひとも課題として対応するという、御提案をしたいというふうに思います。

以上です。

○細野原発事故担当大臣 平野大臣の御発言に対しまして、御発言でございますでしょうか。

玄葉大臣、お願いします。

○玄葉外務大臣 特に1点目につきましては、結局そのところがしっかりしないと、バッファ含めてですね、やはりこれは中間貯蔵にも絡むと。それができないと除染も進まない、仮置き場もできない、こういうことになっていきますので、それぞれ大事な指摘だと思いますけれども、1点目のところについて、やはり加速化しないといけないというふうに思います。

○細野原発事故担当大臣 枝野大臣、お願いします。

○枝野経済産業大臣 2点目から以降の話は大体、しっかりと説明をしたり、報告をしたりという、これはもうしっかりとやっていかなければいけないだろうと思います。

1点だけ。事故発生後の状況についての説明は、これは政府の事故調の報告が出ておりますので、そこと齟齬が出るような説明をすると、また不信感を買いますので、そこは、事故調は多分官房だと思っておりますので、少ししっかり調整をして、齟齬ないようにきちんと説明をしていかなければいけないのではないかと考えています。

1点目については、趣旨と思いは十分共有するところがございますが、また、これ、自治体の頭越しに何かいろいろやりますと、かえってさまざまな問題に波及をする可能性もありますので、地元の自治体の皆さんと丁寧に説明、意見を聞きながら、やっていくべきではないだろうかというふうに思っております。

それから、せっかく発言をしましたので、別件で1点だけ、皆さんにお願いがございます

して、先日の国会審議で、先ほどお話もあった、米国から提供された航空機モニタリングの情報の扱いなど、情報公開についての指摘がございました。

その国会の場においても、何でもまた今ごろ出てくるんだという指摘がありまして、公表漏れがないよう、改めて情報公開を徹底していく旨、答弁をいたしました。その際、質問者から改めて、こうした点は各省庁横断的に、各省庁とも全部徹底して、もう一度、公開漏れ、公表漏れがないか徹底してほしいという要請がございました。

既にそれぞれ一度は徹底をしていただいているというふうに思いますけれども、引き続き、迅速かつ正確な情報公開のために、公表漏れがないかどうか、もう一度確認をいただきたいということをお願い申し上げます。

以上です。

○細野原発事故担当大臣 平野大臣、お願いします。

○平野復興大臣 さっきのプラント周辺の話なのですが、関係自治体との調整というのは、もちろんそのとおりだと思いますし、まして一方的に国が決める話ではないと思います。思いますけれども、やっぱり一時的にプラントというのはどうなのだという事について、その考え方というのは、国がやっぱり整理をしなければならないということで、それをどのように扱うかという問題はあるかと思いますが、ここの部分につきましては、やはり政府として、原災本部として、何らかのチームなり検討の母体をつくって、やはりきちんとした——きちんとした評価というのは、今まできちんとしていないということをつもりはないのですけれども、やっぱり検討のことはしっかりやっておくべきだというふうに思います。

とりあえず私の意見です。

○細野原発事故担当大臣 では、長官、お願いします。

○藤村内閣官房長官 原災本部のことで、今、平野大臣からの御提起、御提案ということとして受けとめております。

原災本部というのは、この大きな会議体で、この本部は、いわゆる意思決定機関という位置づけでスタートしてまいりました。そういう意味では、政府でいうと閣議のようなことになるのでしょうか。

そうすると、そのもとに、それぞれ各府省があり、もちろん今は経産省や環境省や、そして、この秋からは、今度は原子力規制委員会というものができてくるという、今ちょっと大きな体制の変更時点になっていると思います。

そういう意味で、この原災本部自身のあり方というのが、当然この9月以降変わってくるという、今そういう時点に達していますので、今この原災本部のもとでの、何か検討チーム等という御提案、ちょっと引き取らせていただいて、その秋からの規制委員会、規制庁の中で、今度は原災本部自身が大分大きく、これは法律によっても変わってくるということでございますので、それに向けて、ちょっと引き取り、関係閣僚とも検討させていただきたいと、このように考えております。

○細野原発事故担当大臣 皆さん、いかがでしょうか。

私から、簡潔に、除染につきまして申し上げます。

田村市におきまして、国の直轄によります除染作業がスタートいたしました。本日、区域の見直しが決定をされました櫛葉町につきましても、計画が既に7月にできておりますので、8月中には本格的な除染事業を開始できるよう、現在、準備を進めているところでございます。

そうした除染作業を進める上で、玄葉大臣からも御提起がございました中間貯蔵の施設が、これから、賠償も一定の方向性を政府としては出しておりますので、本格的な議題になってくるというふうに思っております。

平野大臣からも非常に重要な問題提起がございましたので、中間貯蔵施設について、さまざまな説明を自治体に行う中で、今後の、特にサイト近傍区域のあり方については、政府全体で取り組むことができますよう、私も最大限努力をしてみたいというふうに思っていますので、特に復興大臣の御指導をよろしくお願い申し上げます。

そのほか、皆さん、御発言ございますでしょうか。

本日は貴重な御意見ありがとうございます。それでは、野田総理に最後に御発言をいただきますので、プレスの皆さんに入ってください。

(プレス入室)

○細野原発事故担当大臣 それでは、野田内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○野田内閣総理大臣 本日、原子力災害対策本部として、櫛葉町等における避難指示区域及び警戒区域を見直す決定を行いました。

区域見直しは、被災者の方々の帰還に向けた第一歩であり、これからの取り組みが重要であります。関係省庁一丸となって、インフラ復旧や除染といった生活再建に向けた環境整備や雇用の創出などに取り組んでいただきたいと思います。

廃炉に向けた作業については、仮設設備の恒久的な設備への更新など、発電所の信頼性向上対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

特に、作業員の方々は、現場での過酷な作業が続いていることから、放射線管理や熱中症対策など、作業安全の確保に万全を期していただきたいと思います。

また、周辺住民の方々が抱く不安感に対して、プラントの現状や今後の対策について、丁寧な説明を徹底していただきますようお願いいたします。

事故発生から1年4カ月が経過した現在も、多くの住民が長く困難な避難生活に耐えている現実を決して忘れることなく、被災地や被災された方々にしっかりと寄り添い、国が責任を持って、きめ細かに対応をしていくことが重要であります。

引き続き、関係閣僚の御尽力を改めてお願いをいたします。

○細野原発事故担当大臣 それでは、プレスの方は、ここで御退席をお願いします。

(プレス退室)

○細野原発事故担当大臣 それでは、以上をもちまして、「第26回原子力災害対策本部会

議」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以上